

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融に係る基本方針

当組合は、「マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び大量破壊兵器の拡散金融」（以下、「マネロン等」といいます。）の防止に向けて次のとおり基本方針を定め、管理態勢を整備します。

1. 組織態勢

マネロン等への対策に関して、経営陣の主導的な関与のもと、組合内の役割を明確に定め、組織全体で横断的な管理態勢の構築に努めます。

2. リスクベース・アプローチ

当組合が直面しているマネロン等に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

3. お客様への対応方針

マネロン等の対策のための各種法令等を遵守し、取引時確認やその他の顧客管理を適切に実施します。

4. 疑わしい取引の届出

営業店からの報告、またはモニタリング・フィルタリングで検知した疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、当局に速やかに疑わしい取引の届出を行います。

5. 役職員の研修

全役職員が適切にマネロン等に関する業務を遂行できるよう、研修等を継続的に実施し、役職員の育成を図ります。

6. 遵守状況の検証

マネロン等対策の遵守状況について、定期的に内部監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる態勢の改善に努めます。

あすか信用組合